

第七回国会 電 氣 通 信 委 員 会 議 録 第 三 号

(九〇)

昭和二十五年一月二十七日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事中村 純一君

理事橋本登美三郎君 理事松本 善壽君

理事受田 新吉君 理事江崎 一治君

理事浅香 忠雄君 理事庄司 一郎君

理事中馬 辰猪君 理事降旗 徳彌君

理事土井 直作君 理事今井 耕君

出席國務大臣 小澤佐重喜君

出席府政務次官 尾形六郎兵衛君

電氣通信行政官 網島 毅君

電波監理長官 網島 毅君

(電波行政官) 野村 義男君

電氣通信事務官 野村 義男君

委員外の出席者 専門員 吉田 弘南君

本日の会議に付した事件

電波法案(内閣提出第五号)

放送法案(内閣提出第六号)

電波監理委員会設置法案(内閣提出第七号)

〇辻委員長 これより会議を開きます

前会に引続き放送法案、電波法案及び電波管理委員会設置法案の三案を一括議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。質疑は通告順にこれを行います。橋本登美三郎君。

〇橋本(登)委員 大臣にはあとで御回答願いますが、とりあえずお聞き願ひ

ます。主として本日は放送法案について質疑を行いたいと思ひます。できれば放送法案のごとき、いわゆる法律的な措置を行わないで、従来新聞等が行つておるような一種のプレス・コード、ラジオ・コードのようなものを厳正に規定していただいて、それによつて行われることが一番妥当と考へるのではありませんけれども、本放送法案が提案になつた事情について、大臣からあつて御説明願ひたいと思つておりま

す。主として逐條的に二、三のことをお尋ねいたします。大体においては法案なるものが、比較的に綿密に規定せられておつて、その間においてのあやまちは少いように考へるのでありますけれども、ただ條文二、三について見ても、その間において非常に不明瞭な点を感じられる。第一に、第四條の「放送事業者は、請求を受けた日から二日以内」ということは、真偽が判明してからの二日以内であるか、もしくはただちに誤報であることを本人もしくは第三者から提示せられた場合において、それをもつて以後二日以内においてその誤報を放送しなければならぬのか、その間の事情について御説明願ひます。

〇網島府政務次官 この法案の意味は、放送協会有限は放送事業者が、請求を受けてから二日以内というところでありまして、今お尋ねのように、真偽が判明してから二日以内という法案の意味ではございません。そこで私どもの

「真実ではない事項を発見したとき」という場合と、「真実でない事項の放送をした場合」というのは、その意味において相当な相違があると思ひます。これは放送事業者、いわゆる放送者の方、その事実が真実でないというところをみずから自分の良識において訂正することが義務でありますけれども、あつた場合に於いては、初めから虚偽であることを放送したのではなくして、真実と考へて放送したことが、本人または直接関係者によつては、それは誤報である。しかし放送事業者の方では、これが誤報であるかいなかを確かめ得ない。こういう事実の場合における事情だつたと思ふのであります。そういう点から考へると、單に放送事業者が真実であるという信念のためをもつてのみ、請求を受けてもなお訂正しない。この條文からいへば、請求を受けてもなお訂正の放送をやらな

二日以内というように考へました理由といたしましては、ここにもございませうに、放送事業者が真実でない事項の放送をした場合ということでありまして、そのときにだれがその真実でない事項の放送をしたかどうかというこの判断につきましては、第一次的には、これは放送した者が判断するのであります。従ひましてこの請求者が明らかなる事実をもつて、客觀的な事実をもつて、間違つてゐるということが立証できるような場合には、これはこの法案におきまして、放送は真実でなければならぬというこの趣旨に基づきまして、できるだけすみやかに放送事業者は、この訂正の放送をすべきであると思ひます。ところが問題になりますのは、それが事実であるかないかというこの判断に相当なひまがかかるではないか。それを二日以内にやれということばかりであるというところが参ります。しかしながら放送事業者が自分の放送が真実である、そして請求者の立証も、事業者の真実なりという信念をくつがえずに足りないというふうに考へました場合には、この訂正放送はしなくてもよろしいと存じております。この第四條に關しましては、あとに罰則がござい

ます。但しこの罰則は、放送事業者が明らかに真実でないということを知らずつて放送した場合、あるいはその請求者の請求が非常に確実である、立証が確実であるということがわかつてゐるにもかかわらず、その訂正放送をし

ないという場合の罰則でありまして、刑法の總則にもございませうに、犯意のない、すなわち当然行ふべきものを故意に行なかつたという犯意のない場合におきましては、罰則が適用されないものであります。一方一般國民の側から見ますと、間違つた放送をされた場合には、できるだけ早く訂正してもらいたいのでありまして、それが一週間も十日もたつてからということでは、もう世間の人は忘れてしまふ、そのときに訂正放送しても役に立たないということもございませう。現在には効力を失つておりますが、新聞紙法におきましては、訂正の請求があつた場合には、できるだけ早い次の発行の新聞紙で、それを載せなければならぬという規定されておる次第であり

ます。その規定は國民側としては、こゝろから希望するものではないかと云ふに考へたのであります。さら

にこの二日を五日にする、一週間にするということになりました。はたしてどこのくらいが妥當であるかということが問題になつて参ります。ものによりましては、なか／＼一週間や十日でもその真偽の判断がつかないという問題も起つて来るわけでありませうし、いろいろこの期間には問題が起ると存じます。従ひましてできるだけすみやかにというところでは、あまりに抽象に過ぎますので、二日にした次第であります。

〇橋本(登)委員 大體の御説明の趣旨はよくわかつておりますが、第二項の

誤報であるというところを言う場合においては、当然放送事業者としては、取消しの放送をしなければならぬという規定のように、われ／＼は解釈するのであります。こういう場合において、一応被害者側の証拠と云ふものが有力なるものであることは十分わかるのでありますけれども、なおそれが、

責任をもつて放送した側において、十二分に確める余裕を興える。従つて放送事業者の方においても、これが誤報であつたという認識のもとにおいて誤報を訂正するというのは、どうして二日間という期間では、十二分でないのではなからうか。もちろん五日とか一週間というところが、はたして妥当であるかというところは別問題であり、他の適当な方法を考えるべきであるというように考えるのであります。いずれこの問題については次の機会において再度御質問申し上げます。

次の点は、これに関連してありますけれども、最近日本放送協会から放送したニュースその他の事件が、地方新聞によつて、NHKの報道によればという事で、報道をする場合があるように聞いております。この場合においても、これが誤報であつた場合においては、その出処はNHK放送によると書いておりますが、新聞社のその誤報に対する責任は解除せられるものかどうか。

それともう一つ、直接関連があるから續けて申し上げますが、第六号の「放送事業者は、同意を得なければ、他の放送事業者の放送を受信して、その再放送をしてはならない」とありますが、新聞が活字としてこれを採録する場合において、この條文に触れるかどうかという点について御質問申し上げます。

○網島政府委員 最初の御質問は、放送協会の放送を新聞が採録いたしましたときに、もしもその内容が誤報であつた場合の責任はどうかというお話だつたと思いますが、御承知のように現在この放送の番組につきましては、政

府は一切関係できないことになつております。従いまして放送協会の報道が誤りであつたかどうかという点に關しましては、政府は直接には関係できないのであります。今御質問の新聞がそれを取上げて、しかも内容が間違つておつたという場合の責任に關しましては、新聞に採録することに關して、放送協会と新聞との間に契約があつたかどうかというようか問題、またその記事の提供をした放送協会と新聞との間にどういふ契約が行われておつたかという、その契約の内容の問題、こういう問題でござるのではないかと存するのであります。御承知のように現在新聞紙法も効力が停歩されているような関係もありまして、法規的にはこれがどうなるかということ、現在私ははつきり知っておりませんが、もしも必要がありましてならば、私もできるだけ調べましてお答え申し上げます。

○橋本委員 その点少し私の質問がある。契約によらずとも、現在ラジオの放送を新聞で採録することを實際上は行つておるのであります。この法案におきましては、新聞が活字として放送を採録することについて、禁止事項がないと考へるのであります。第六條は放送事業者関係でありますから、放送事業者の間にあります。それを受信し、または再放送する場合に、契約がなければならぬのでありますけれども、これが雑誌及び他の新聞社がこれ採録することについては、大体においてこの法規には触れるところがなからうと思ひのであります。そういう意味において、放送の方

は誤報した場合においては罰則を受けなければならない。新聞の方においては、目下新聞紙法が停止されている関係上、これが罰則を受けないということになるようであります。もちろんそれがNHK放送によればというような、出処を明らかにしておらない場合においても、新聞社単独の責任でありますけれども、そうではなくて、契約があるかないかを問はず、出処を明らかにして書いた場合において、その責任を放送事業者が負わなければならぬかどうか。そういう点を今お聞きしたわけでありませう。

○網島政府委員 お説のように、この放送法は新聞社を拘束しておりません。しかも新聞がどういふ方法でどういふところから取材をするかということ、また自由であります。しかし新聞はやはり新聞としてプレス・コードを持つておりまして、それによつて技術的にやつておるわけでありませう。従いまして、もしもこの放送協会の放送を引用しまして、新聞社が誤報をしたということになりましたら、この放送法におきましては、新聞社を云々するということはないのであります。

○橋本委員 大臣が御出席でありますので、大臣に根本問題についてお聞きいたします。先ほど申し上げたのですが、新聞及び放送事業者といふのは、大体においてその性格は類似のものである。従つて新聞においてはプレス・コードによつてその性格がきまつておると同様に、放送事業においても、機械その他の認可についても他の方法によつて行ふことができるのでありますから、その放送の性格といふ

ものについては、一種のラジオ・コードのようなものをつくることによつて、あえてこうした法案をつくらなくても十分ではないかと考へるのであります。が、なおこういうふうな法案をつくらなければならなかつた事情について、御意見を伺ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 これは他の機会にもお話し上げました通り、大体放送に關する問題は、ある程度の放送の自由という点から、放送者自身の自律によつて、あえて法的制限を加へなくても十分つくりやないかという趣旨もあるのであります。しかしながら現在のい

わゆるプレス・コードのように、やはり一般国民から見ますと、何らかの制限を加へる法律が必要だと思ひます。なほ新聞紙と比較して、類似のものであるから、新聞紙に対して制限を加へない以上は、放送に対しても制約を加へないでもよいのじやないかという御議論がありますが、むしろ私はある範圍内においては、やはり国民全般の利益のために、新聞紙法というやうなものがあつて望ましいのではないかと考へております。従つて新聞と類似の放送に対して放送法を先に出して、新聞紙をうつけやつていふという点がないでもありませんけれども、むしろやはり将来新聞紙法といふやうなものがあつてを期待し、またできるのじやないかと思ひます。但し戦前の新聞紙法のような姿ではもちろんないのであります。新しい民主国家にふさわしい新聞紙法というものは、やはり将来できるのじやないか。またつくるのが、国民大衆の要望に

に考へておりますが、一応橋本君の言われることは、新聞紙は制限しないでおいて、今放送だけを制限するのは、片手落ちではないかという御質問であります。同時に出来なかつたことは遺憾であります。むしろまず放送法で行きまして、次に新聞紙に対する新しい法案というものが考へられて行くのではないかと考へております。

○橋本委員 大臣の御答弁で大体了承いたしました。續いてこまかい点であります。第九條の六号に「ニュース及び情報を他人に提供すること」とあります。これは成文者にお答え願ひたいと思ひます。これはラジオにおいてニュースを放送する、あるいはそのニュースを放送するための取材として、他人から提供を受ける、こういうことを意味すると思ひますけれども、同時にこの條文から言へば、広く解釈すると、ニュース及び情報を他人に提供することから、日本放送協会が他の新聞社もしくは傍系の新聞社と特殊な契約を結んで、そうした新聞社類似の事業を行ひ得るやうな條文にも、解釈できると思ひます。この点立案者としては、そういう方面には関係なく、要するに放送上の必要によつてのニュースの報道及びこれが材料の取材ということに、大体限定的の意味合いであるか。まずそうしたやうな粗点的な事業も行ひ得るというやうな観点のもとに、第六号の「ニュース及び情報を他人に提供すること」ということが規定されたのか。この点明らかに御説明願ひたいと思ひます。

○網島政府委員 今の御質問にお答えいたします。この御質問に關しまして

は、第九條の最初にありますように「協会は、第七條の目的を達成するため」という一つの限定した條文があるものでありまして、第七條の目的は、あくまでも放送協会の放送を通じて、公共の福祉のために盡すということでございます。従いまして、ただいまのニュース及び情報や他人に提供することによつて、一つの新聞社あるいは通信社のような機関となるおそれはないかというところかと思つて、あります。が、今の目的から申しまして、放送協会がこの第七條の目的をはたして、大規模にいろいろな仕事をすると、それは考えられないのであります。それからまたこの第三項にございますように「協会は、前二項の業務を行うに當つては、營利を目的としてはならない。」といふ、これもまた非常に限定した言葉がございまして、これらによつて今お尋ねのような心配はないものと考へております。なお協会は、以上の目的を達成するために、自分みずから若干のニュースを集めることは当然であるかと思つて存するものであります。その場合にほかからいろいろニュースをもらつて、そのときにそれと交換の意味で、自分の集めたニュースを提供するといふことは、協会の目的を達成する上において、協会の事業をややすくする上において、必要なことかと存じておるのであります。先ほど出ましたような弊害が除去されるといふことは、これは私どもとして当然しかるべきではないかと考へる次第であります。

○橋本(登)委員 今の説明で、目的が放送にあるのであるから、従つて利益のために他人に情報を提供することはあり得ない、こういうことであります。が、最後の方の御説明の中に、放送上に使つたニュースを第三者からもらうために、それと交換的に放送局の持つてゐる取材網によつてとつたものを、その第三者に交換としてやり得ることがあるかもしれない、こういうことであります。その点が相当大きな問題ではないかと思つて、たとへば放送協会の取材網というものには、現在ではその広汎なものではないのであります。それから、従つて遠隔の地におけるニュースを収集するために、特殊の地方の新聞と提携するといふことも可能である。もちろんこれがために、放送局のニュースを金によつて換算するといふことはあり得ないで、ありましようが、お互いにニュースの交換という建前から、そういうものにニュースを提供するといふことになれば、いわゆる一部の業者が取材上の利便を提供するといふ結果になりはしないか。われわれは條文上の解釈は、そういうふうに広汎に解釈しない、ニュース及び情報を他人に提供するといふことは、放送を通じてニュースを受信者に提供するという意味に解釈しておつたのであります。そうではなくて、それがために少し広く、そういう方面に仕事ができるというところが認められるといふことになれば、この点やはり大きな問題にならうと思つて、もう一応この点を明らかにしたいと思つて、ここに御説明いたしましたように、ある場合には交換的な意味をもちまして、ニ

ュースそのものを他人に提供するといふ意味であります。そこでこれによつて起るところの弊害につきましまして、ただいまいろいろ御注意がございまして、私どももいたしまして先程ほど御説明したことに敷衍いたしまして、さらに申し上げます。協会の事業は、全国八地区から集まつた経営委員会によつて、管理統制されておるのでございまして、これらの方々は、社会の各分野から集められた非常に常識のゆたかな、経験の豊富な方々と思つてあります。が、そういう方々が集まつていろいろおやりになることであります。から、この第七條の目的をあまりに広義に解釈して、今御心配になるようなことをするといふことは考へておりません。また協会の事業計画、収支予算、そういうものは毎年政府を通じて国会に出しまして、国会の承認を得ることになつております。従いまして今お話のように、この協会の本来の分野を逸脱して、そういうことをやるということになれば、そういう機会に十分これを訂正し得るのではないかと、これを考へておる次第であります。

○橋本(登)委員 今ちやうど国会問題に触れましたから、この放送法案中の最も重要な部分ですが、その面についての御質問を申し上げます。この放送法案のいわゆる官僚的である、あるいは非常に屋上屋を重ねてゐる、こういうふうな感じが強くするのは、経営委員会の設置は、当然経営本体としてやむを得ないにいたしました。この経営委員会が監理委員会の監督のもとに仕事をすることだけでも、相当に官僚的な色彩が濃厚であるにかかわらず、なおその上にこの放送協会の事業、あるいは予算、計画、一切のものが国会の承認を得なければならぬ、こういうふうな規定になつておるようでありまして、この点については、なるほど国会は民主的な機関の最高峰であるから、その国会の審議を受けるというところは、形式的には民主主義的な運営の方法であるような感を抱かせるのでありますけれども、實際問題として日本放送協会の財産は、社団法人として今日まで築き上げられて来たものであつて、必ずしもこれは国家予算とも申しにくい。にもかかわらず、一応法律によつて、この條文によるとこの点も問題であります。が、聴取料を法律によつてきめて、そうして固定化するといふことも、運営上から見ても、もちろんこれは問題であります。同時にそれはどこまで国会がこういう問題に關與する、一種の行政上の仕事にまで、具体的な民間の仕事にまで關與することはどうかと考へるのであります。この監理委員会の設置は当然必要であるにいたしまして、なおその上において国会の承認を経る、あるいは事業計画を出す、こういう点まで国会がこれに關與するといふことは、ややもすれば最近行政機構が一種の独立的な傾向を幾つも持つて来ておる。御承知のように教育委員会があり、あるいは公安委員会があつて、行政がややもすれば多岐にわたつたところという傾向から見て、なおその上にこうしたものまで国会の責任において行はしめるというところが、はたして妥当であるかどうかといふことについては、われわれは非常に疑問に思つております。のみならず、そうすることによつて民主

的に運営せられるといふ考へ方が、あまりに公式論ではないか、この点當局においては、もとよりこれを簡素化して、少くとも最高の監督機関は監理委員会をもつて、それ以上にはこれを持つて行かない。しかもこの経営委員会なるものは、総理大臣によつて任命せられて、なお国会の承認を経なければならぬといふことになつておるのであります。それから、それらの人に多くの権限を與えて、国会がこまかい点まで監督の責任を持つようなこの法案についての御意見については、なお相当修正すべき余地があると思つて、これについて當局の御意見を承りたいと思つております。

○小澤國務大臣 今橋本君のお話のあつた御意見は、きつめて尊重しなければならぬ御意見だと思つております。従つて政府が本法案を立案するにあたりまして、今橋本君の御所論のよう有力な御意見があつたのであります。が、諸般の事情から、結論において本法案を出すに至つたのであります。しかしこの問題につきましては、今申し上げました通り非常な意見のわかれるところでありまして、しかしながら私どもはこの條項を、一般国家の予算と同じではなくて、総括的にただ承認を得る、従つて修正とか何となく、いふものは、一般官庁の予算のよう、非常に詳細な御審議を願ふ意味でなくして、国民からとつた聴取料のむだづかいがあるかないかという点を、大ざつぱりに承認を求めるといふ趣旨で一致をいたしましたのであります。しかしながら今お話のように橋本君の御意見は、この放送事業というものを官僚化すると申しましたように、固執であまり干渉し過

ぎて、かえつて放送の持ついわゆる放送の自由というものを、阻害するおそれのあることは、ごもつともでありますので、この点につきましては十分考慮して、運用に当たりたいと考えております。

○榎本(登)委員　今大臣のお話を聞きますと、当局においてもこの点については慎重なるお考えがあるようでありますが、大問題でありますから、この点は他の委員からいろいろの御質疑があらうと思いますし、あらためて委員間同士においてもこの問題を取り上げて、具体的な研究をしたいと思っております。従つて詳しくはいずれ機会を見て御質問申し上げることとしたしまして、その間簡単であります。この経営委員会のメンバーの中に、委員となることができないというところに四つの政党の役員というのがありますが、この点政党の役員ということは非常に漠然としておつて、どの程度のものを政党の役員とお考えになつておられるかどうか。しかも一委員の任命については、会長を含め五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。こういう意味で、政党人の全面的に入つて来ることを防いでいることは当然でありますから、けつこうでありますけれども、少くとも五人以内は政党関係者が入ることは認めているようでありますから、従つて政党員がこの経営委員会のメンバーに入り得ることもありますけれども、その場合においてこの政党の役員なるものが、どの程度のものを解釈しておられるか。たとえば大臣もしくはそれに準ずる程度のものをもつて政党の役員、あるいは党の総務級をもつて役員とす

るか、その点の規定がある程度内規として明確でなければ、いろいろな意味において弊害が起きると考えるのであつて、りますけれども、この立案者は、政庁の役員をどの程度考慮に入れてのお考であるか、その点御質問申し上げま

○小澤園務大臣 この法文は国有鉄道法か何か、その他の法律にも同じ文字を使つておりますために、今のうちに政党的役員とは、本部の役員だけをいうのか、地方県連あるいは町村の役員もいうのかという点については、問題になつております。大体この法律の解釈については適用はできませんが、鐵道の法律については、いかなる支部の役員でもやはりこれに入るといふような解釈が行われているようであります。しかしこの適當かどうかという問題につきましては、これは一つの私法的な考えになりますので、私どもといひましては一応いかなる地方の役員もそれに入ると考えております。

○橋本登喜三委員 残余の質問は次会に譲りまして、これをもつて一応打ちります。

○江崎(一)委員 私は主として電波法についてお伺いしたいと思います。

まず第一番目に、この立法過程において、特に船舶関係の労働者がこれに相当大きな関係があるということ、労働者諸君の意見を十分に参酌して立案するのだということになつて、お互いの間で了解がなされて、これが立法を行われておつたのであるけれども二十四年の四月ごろからぶつくりこの連絡が断たれてしまつた。そこで労働者も一緒にこの立案過程について、いろいろ意見を述べられるようにという

ことの申入れをいたしました。いや、諸君の要求はすでに考慮されているのだからという理由で、その約束をほごにしてしまつた。ところができた法案を見てみると、その危惧しておつたことが如実に出て来た。そういうわけで、電波が非常に混乱している状態でもあります。そういう点について政府は労働者諸君と約束しておきながら、それをほごにしてしまつた。これは一体どういふことであるのか、その間のいきさつをひとつお話願いたいと思ひます。

○小澤國務大臣　今江崎君お話のように、労働団体とそういう契約をした事実はありません。しかしながらいやしくも立法に際しましては、労働者の意見も、その他の階層の意見も、あらゆる意見をしんしやくして結論に達したのであります。従つてもし労働者の意見を取入れてなかつたという御認定でございまして、新たに皆さんの考えている点と労働者の意見は、こうなんだという見解が違いますれば、これはやむを得ませんから、国会で適当にその意見を取入れて、修正なり何なりされることには決して異議はありません。

○江崎(一)委員 次に、国際電気通信條約に関する今までの経過について、網島さんから御説明願います。

○郵政政府委員　この國際電氣通信に關する條約といはしまして、國際的にその必要が認められましたのは、無線の問題からであります。が、事の起りは、はつきり年代は忘れましたが、マルコニーが無線通信を發明して以來、間もなく英國においてマルコニー會社ができ上りまして、みずから海岸局をつくると同時に、船主と契約をして、

契約した船主にその会社の無線機を売り込んだのであります。そうして海上のいろ／＼な遭難その他輸送の問題等について、契約した船と自分の海岸局のみが通信をするということを始めたのであります。これに若干遅れまして、一方ドイツにおいてテレフンケン会社がやはり無線の機械をつくり始めて、同じようなことを始めました。と

ところが海上における人命の安全という問題は、一つの営利事業として、会社の営利の目的のみにこれを終始させるのではないのでありまして、あまねく人類の幸福と安寧という点から、これを考慮すべきものであるということから、いかなる会社の無線機であらうとも、海上におけるところの船との通信は、これは義務的にやらなければならぬというふうにすべきであるということが、国際間に問題になりました。これがこの電気通信條約の最初に起つた理由であります。そこでベルリンでこの会合が催されて、ベルリン條約というものができ上つたのであります。が、それ以来無線技術の発達に伴ひまして、電波の応用分野がどん／＼開けて行き、各國はその電波を使つて、ほとんど放送なり通信なりを始めるということになつたのであります。そうなつて参りますと、ここに混信という問題が起りまして、いかにしてこの混信を避けるかということが、無線通信の秩序を保つ上において非常に大事な問

題になつて参りました。そこでその後
一九九二年にロンドン、あるいは一九
二七年にワシントン、一九三二年にマ
ドリードというふうに、引続き三回の
條約會議が行われました、ここにおい
て各国がいかに電波を使うかというこ

とをきめたのであります。これと同時に、海上におけるいろいろな無線の運用の方法等につきましても、国際的のとりきめができるようになりましたし、また無線ばかりではなく、有線の面におきましても、それ／＼海底ケーブルその他を通じて、国際通信が始まつて参りましたので、それらのことも加味して、これらの條約ができて参つた次第であります。ところで條約は五年ごとに改訂する、再審議をするということになつておるのであります。が、たま／＼戦争が起りまして、しばらくとだえておつたのであります。ところで戦争が終りまして、一九四七年に戦後最初の條約會議が、アメリカのアトランティック・シティーというところで催されました、現在のアトランティック・シティー條約というものができ上つたのであります。このアトランティック・シティー條約は、大体において従来のマドリッド條約を踏襲しておるのでありますが、この戦争中に發達したところの電波の応用分野を考えに入れまして、その條約の對象とする範囲が非常に大きくなりましたことと、いやく／＼国際混信を起すような波長の割当は、ジュネーブにおきますところの周波数登録委員會という委員會にかけてまして、そこで各国の調整をはかつた上できめるということにかつた点が、非常に大きな点でございます。

○**江崎（一）委員** この國際電気通信條約に、日本は正式に参加したのですか。その辺のいきさつをもう一回お話し願いたいと思います。

○**綱島政府委員** 御承知のように現在わが国はまだ非占領國でありまして、

○江崎(一)委員 この国際電気通信條約に、日本は正式に参加したのですか。その辺のいきさつをもう一回お話し願いたいと思います。

○網島政府委員 御承知のように現在わが国はまだ非占領国でありまして、

外交権も持つておりません。従つて正式に外交機関を通じて、條約その他を云々するといふことはできないのであります。幸いこのアトランティック・シティー條約がきめられる際におきまして、日本とドイツの問題がいろいろ議論されました。條約の第一條、第二條にありまゝるうちに、本来ならば條約に加入できる国は、國際連合の一員でなければならぬといふことが規定されておるのであります。日本とドイツに關しましては、その付屬規定書によりまして、たゞ國際連合の一員とならなくても、權威ある當局が適當であるといふことを認めて仲介の勞をとるならば、その加入を認めるといふことになつておるのであります。その付屬規定書の條文に従ひまして、昨年一月わが國は連合軍司令部の仲介によりまして、正式にこの條約に加入することを申し込んだのであります。ところがこれに關しまして權威ある當局といふことにつきまして、各國間にいろいろ議論が起つて、ある國はこれは極東委員會である、ある國は管理理事會である、ある國は意見もあつたやうであります。そこでしばらくきまらなかつたのであります。昨年の八月、九月にかけて開催されましたところの管理理事會會議、これは條約と條約との中間におきまして、國際連合の條約に關する重大な問題を審議決定する機關でございますが、この十八國連合からなるところの管理理事會會議でもつてこの問題が取り上げられまして、その結果多數決をもつて、日本の参加は合法的であるといふことが決定いたしました。従ひまして現在日本は正式の國際電氣通信連合の一員でございます。

○紅崎(一)委員 この條約に加入しておられます。従ひましてこの條約に關する一切の義務も履行しなければならぬが、それと同時にこの條約に規定せられた利益も保護されておるわけでありまゝ。○紅崎(一)委員 その間に非常な國際的な微妙な問題があつたと申すのです。その内容をひとつざつと話していただきます。○紅崎(一)委員 先ほど申し上げましたように、わが國は國際問題につきましては、條約その他發言權がございせんので、内容につきましては私ども一切存じておりません。従ひましてここで御説明申し上げることができないことを遺憾と思ひます。○紅崎(一)委員 去年の九月十三日の通信委員會におきまして、小沢大臣が言つておられますが、この國際電氣通信條約の加入に關する問題を説明した中で、昨年の十二月加入の申入れをなし、正式受理を見たのであります。が、ソ連及びその衛星國が、加入の無効を主張して云々といふ項目があるのでありますけれども、これはソ連及びソ連の衛星國だけが反對したのである。その点小澤さんにお伺ひしたいと思ひます。○小澤(一)委員 今小澤さんが言つたように、その詳細についてはわかりませんが、大体この前の答弁通りであります。○紅崎(一)委員 この日本加入に對して非常に強硬に反對したのは、英國、フランス、これが非常に強く反對しておるはずですが、それはお聞き及びないですか。

○紅崎(一)委員 私も聞いております。○紅崎(一)委員 この國際電氣通信條約に日本はどういう形で、どういふ資格で入つておるか、それをひとつお伺ひしたい。○紅崎(一)委員 先ほど御説明申し上げましたように、現在わが國は正式に國際連合の一員でございます。従ひましてもちろん投票權を持つておると存じます。それからすでに最低ではございませうが、連合の負担金も拂つておられます。但し外交關係がまだ各國との間に復活しておりませんので、條約その他の主管委員會、全權會議がございませうが、日本から行けない。もちろん占領軍司令部の承認も必要と思ひますが、主權國の資格がなければ行けないといふのが、違つてゐる点であります。○紅崎(一)委員 日本は國際電氣通信條約の會議に對しまして、どういふ注文をしておるかといふことにつきまして、お伺ひしたい。○紅崎(一)委員 條約ができましたとしまして、條約後問題もなくございまして、たゞ、そのときにはもちろん日本としてこれに要求を出すというやうなことは全然できなかつたのであります。が、條約に基きまして、その後續的に主管委員會が行われております。たとえば昨年の十月から昨年の四月まで、メキシコで行われました國際短波放送會議、あるいは昨年の九月に行われました第三地域會議、これは極東方面の國が集つて相談する會議でございますが、この第三地域會議、それから先ほどお話ししました條約の趣旨によつて、各國の現在使つております波長を全部再編成するための技術委員會が、ジュネーブで約二年越し行われております。一昨年の一月十五日から今日に至るまで行われておるのですが、この委員會等に對しましては、日本から司令部の好意によりまして、オブザーバーあるいは司令部の派遣者の間という資格で出席いたしました。周波數の獲得につきましては、多大の努力をしております。幸い今日までのところ、日本の要求につきましては、各國の好意ある取扱いによりまして、大體において満足すべき結果を得ておると思ひます。○紅崎(一)委員 それでは具体的に、日本はどのくらいの周波數單位が與へられておるか、それをひとつ説明していただきます。○紅崎(一)委員 最初に成案を得ましたのは、昨年のメキシコの短波放送會議でございまして、これにつきましては各國においていろいろ議論はございしましたが、最終的には日本は短波の放送周波數を九十三時間割當てられたのであります。もちろんこれらの周波數の最終的決定は、今年の九月に各國が集まりまして、放送であるとか、あるいは船舶であるとか、各方面の波長についてできた成案を持ち寄つて、最終的決定をする特別主管委員會といふものが行われまして、この會議において決定されるわけでありまして、一応メキシコ短波放送會議の結果としましては、そういう結論になつております。それから昨年の九月の第三地域會議の決定につきましては、放送、船舶、海軍局、固定局、それらにも適じまして、大體日本の要求は満足されて

おります。はつきりした數字は私現在覚えておりませんので、後ほど當きものにして差し上げたいと存じます。先ほど御質問の中に、どれだけの波長帯が云々といふ御質問がございまして、各國に割當てる周波數といふものは、バンドではございせん。これは個々の周波數を割當てるのであります。バンドにつきましては、ここからここまでは放送に使う、ここからここまでは船舶が使う、ここからここまでは固定通信が使うといふふうに、條約及びその付屬規則によつて定められてゐるのであります。○紅崎(一)委員 この周波數の日本に對する割當であります。國際電氣通信を比較してみると、どういふ變化がありますか。○紅崎(一)委員 御承知のように國際日本におきましては、當時の通信が主管しておりましたところの、官庁及び一般の無線通信のほか、海軍及び海軍が無線を持つておりました。ところが非常に重大な波長を使つておりました。従ひましてむしろ一般官庁、民間の無線通信といふものは、これらに非常に圧迫をされておりました。その波長の使用が非常にむづかしかつたのであります。幸いにと申します。戦後陸軍、海軍がなくなりまして結果、これらの通信から受けるところの通信といふ問題がなくなりまして、一般官庁及び民間の通信が非常にしやすくなつたのであります。但し現在わが國におきましては、連合軍司令部から送られてきたところの、スキップ・イン・七七四によりまして、無線通信の統制という資格が日本政府に與せられて、それによつて一時はあらゆる

無線局の許可をする場合には、事前に連合軍司令部の許可を得なければならぬことになつておつたのであります。昨年秋にその一部が解除されまして、超短波のあるバンドにつきましては、日本政府限りこれの使用を考へてよろしいということになりました。最近では非常に自由になりました。従ひまして戦前と戦後における波長の分配状況はどうかという御質問に關しましては、戦前は私も陸軍、海軍がどれだけの波長を使つておつたといふことは、これは秘密で、知つておりません。しかしながら当時の民間及び官庁が使つておりました波長に比べますれば、現在でははるかに増加しております。具体的な数字は、もしも御必要があれば、書きものをしてお示ししたいと思います。

○江崎(一)委員 この周波数並びに周波数帯の占有権、これは大きな財産だと思ふのであります。敗戦後、日本が戦前よりと大きく持つておつたこの財産に對して、各連合国はこれの再配分を要求するような機運があるかどうか、それをお伺いしたい。

○網島政府委員 波長の獲得の問題は、これは各国とも非常に真剣であります。一昨年の十月から昨年の四月まで、私が出席しました国際短波放送會議におきまして、それこそ各国はほとんど死にもの狂いと言つていいほど熱心であります。従ひまして最初一月で終る會議が、半年になりました。あるいは現在ジュネーブでいまだに行われておりますところの、周波数の準備委員會というものは、半年程度で終るといふのが、三年越しになつて、まだ終つておらないというやうなことでござ

いまして、非常な困難を伴つておると私も想像されるのであります。しかしながら向うからの事務局その他の報告によりますれば、各国の協調によりまして、漸次結論を得つてあるといふことを聞いておりますので、周波数準備委員會も、今年の二月一ぱいで終了することになつております。そうなりますれば、それによつて各国の周波数の割当の大綱といふものはきまると存じております。

○江崎(一)委員 現在ではその大綱は、どういふ方向に動きつつあるといふことはわからないのですか。

○網島政府委員 詳細はわかりませんが、現在各国がどういふ通信をやりたいか、基準になつておられます。それとどういふ波長を使つておられるかといふことが、基準になつておられます。それにもちろん今後数年間の使用見込みといふやうなものも加味してございまして、大体において現在の無線分野における勢力が、基準になつておられるといふふうに考へていいのじやないかと思ひます。

○江崎(一)委員 現在民間に使つておられる日本の周波数及び周波数帯について、いわゆる産業関係の周波数の割当と、警察無線あたりが使つておられる周波数の割当、これは一体どれくらいの比率になつておられますか。生産的なものと非生産的なものの比例を、ひとつ話していただきたい。

○網島政府委員 実際の数字は後ほど具体的に、各産業別の周波数の使い方をお示しいたしますから、それで御了承願ひたいと思ひますが、概略のところ、産業通信に比べて、警察方面の通信の波長は相当多いと思ひます。もち

ろん全体的に見ますれば、産業の方がはるかに多いのであります。ただ一つの業務を取上げて考へる場合、たとえば海岸局であるとか、あるいは漁業無線局といふものを取上げて考へる場合には、比較的多いのでございます。

これは現在わが國における有線通信が、戦災によつて相当破壊され、あるいは弱体化しております。風が吹いたり、地震があつたりしますと、立ちどころに不通になつてしまふ。しかしながらこの警備方面の通信は、一日も欠くことができないといふことから、これに相當の周波数を與えておるのでございまして、漸次電氣通信省の有線施設が完備して参りますれば、これらの波長は減少して行く見込みであります。但し移動通信、たとえば船と陸上との間の通信、あるいは自動車と有線では絶対できません。無線によらなければいけないのですから、こういう方面の波長は、依然として今後とも増加すると存じます。

○江崎(一)委員 ここで非常に問題になるのは、警察関係に非常に広汎な周波数及び周波数帯を割当てておられるために、産業方面が非常に苦境にあるという事実です。たとえば漁業関係、これも相當問題になります。一例をあげてみますと、岩手県に宮古といふ所があります。そこで大体四十隻の漁船が、この時間の割当と周波数の割当で、一隻平均七秒しか通信できません。これで呼び出して通信が一体できますか。電波行政でどう考へておられますか。これをひとつはつきり話していただきたい。

○網島政府委員 多少誤解をお持ちになつておられるのじやないかと思ひます。警察に波長をとつたから、漁船関係の波長が減つたといふことにはならないのであります。と申しますのは、條約の上におきまして、固定通信に使う波長と、船などの間の移動通信に使う波長のバンド、周波数帯がはつきり區別されておるのであります。これはほとんど無関係であります。一方漁船の使う波長、これにつきましては、漁船が小型であるために、特別な波長を使わなければならないのであります。商船であります。短波とか長波あるいは中波といふものが使えますが、漁船はいわゆる中短波と稱するところしか使えないのであります。従つてこの波長帯におきましては、現在日本政府において使ひ得る数は十四かと思ひましたが、十四の波長しかないのではありません。漁船に使うところの波長のバンドは、全部漁船に開放しております。ところで日本は漁業が非常に盛んであります。しかも最近では無線を使うことによつて、漁業上非常に有利だといふことが認識されました結果、無線の需要申込みが非常に多いのであります。従ひまして無線局の開設につきましては、いろいろ要求がございまして、私もいたしまして、波長の関係からなると無線局の数はふやさない。一つの無線局でできるだけ多くの漁船を相手にして行くといふ方針をとりまして、後方連絡、すなわち無線局と各地との間の連絡は、有線通信でもつてやつてもらうといふ方針をとつております。ところが岩手県でありますとか、その他一部に、この有線通信が非常に悪いところがございます。それに頼

つておつたのでは、せつかく漁船から送つて来た大事な電報が、非常におそく届き、用をなさないといふ場所が多々あります。そういうところにおきましては、暫定的にやむを得ず時間割をきめまして、波長の割当をやつておるのであります。今お話のように、現在各無線局の波長の電報の時間は相當短くなつておりますが、御指摘の宮古に關しましては、大体漁船一隻当たり通信時間が三分程度であります。御指摘のように何秒でしたか、そういうことは絶対ございませぬ。三分間程度でございまして、三分間あれば大体の通信はまかなえると私も考へておるのであります。

なおこの漁船の使う波長に關しましては、先ほどお話した第三地域會議の結果、若干増加いたしました。これは私も私として非常に幸いなことでございまして、これが今年の九月の主管庁會議で最終的に決定いたしますれば、これらの波長が相當ふえますので、もう少しこの漁業通信は楽になると私も考へておる次第であります。

○江崎(一)委員 漁業関係に對しましては、この周波数の割当を極力潤沢にすること、その時間についてもずつと民主的に取扱つてもらわなければいかぬ。特に時間並びに周波数等の割当は、電波監理委員會が絶対權力を持つて握ることになるために、やむを得ずとこれはとんでもない問題を超す危険がある。この点について極力御注意を願ひたい。

次にこの電波法案は、非常に人的要素、これは非常に大きなシグナールな條件を與えておられるが、これに反して物的施設の方は非常にルーズである。こ

つておつたのでは、せつかく漁船から送つて来た大事な電報が、非常におそく届き、用をなさないといふ場所が多々あります。そういうところにおきましては、暫定的にやむを得ず時間割をきめまして、波長の割当をやつておるのであります。今お話のように、現在各無線局の波長の電報の時間は相當短くなつておりますが、御指摘の宮古に關しましては、大体漁船一隻当たり通信時間が三分程度であります。御指摘のように何秒でしたか、そういうことは絶対ございませぬ。三分間程度でございまして、三分間あれば大体の通信はまかなえると私も考へておるのであります。

これはちよとど国際電氣通信條約と反対の行き方だ。設備はがた／＼で、そうして人間の努力でこれをカバーさせるというふうな法の精神が出ておると思うが、この点はどうか。

○編纂政府委員 私どもは今御指摘されたように、この法案ができておるとは考えておらないのであります。特に私どもが法案をつくるにあたりまして考慮した点は、人的と申しますか、おそらくこれは無縁従事者——オペレーターのことではないかと思ひますが、この人的な問題に關しましては、特に私ども慎重に取扱ひまして、なるべく委員会規則というものでやつて行くという方法を避けました。と申しますのは、これは個人の權利、利害に關係する分が非常に多いのでありまして、従つてできるだけこれは法案に盛り込みまして、国会において十分審議していただくというつもりでございます。それから機械設備に關しましては、これは技術の進歩によつて、毎年々々かわつて来ます。それから五年ごとの條約はもちろんでありますが、その五年ごとの間に行われます主管庁會議におきましても、いろいろ條件がかわつて参ります。その都度これらの條件を法律で直して行くことは、非常に煩瑣でございます。また機械設備に關しましては、無線従事者はどう厳密に考えなくともよい。これは委員会規則でもよいのじやないかということから、これは委員会規則にまかせておるのでございませう。委員規則はもちろんこの法案にございませう。つくりま

すときに審議會を催しまして、一般の声を十分聞いて、委員会の監理委員の合議によつてきめるといふ方法をとつておりますために、御心配のような点はないと私どもは考えておる次第であります。

○江崎(一)委員 電波法案に對します質問はまだたくさんありますが、きょうは大体これくらいにしまして、次に緊急の問題につきまして小澤電通大臣にお伺ひしたいと思ひます。というのは、小澤電通大臣は二十五日の朝、外相官邸に電氣電話復興審議會委員石川一郎、景山準吉、山本仲次郎の三氏とともに吉田首相を訪問して、復興対策の審議状況を報告し、電氣電話事業をこの際一挙に民営に移す云々といつたような記事が、朝日新聞に出ておりますけれども、一体電通事業を民営に移す意圖が政府はあるのかどうか、その見通しについてひとつお話を願ひたい。

○小澤國務大臣 この問題は昨日の本會議におきまして、川上實一君にも端々にお答えいたしておきまして、いゝわゆる民営に移すとか、あるいは公共企業体にするとかというふうな問題は、一つの目的の手段でございます。今、今だちに民営にするとか、公共企業体にするという考えはまだ決定しておりません。というのは、第五國會と思ひますが、衆議院あるいは參議院でも、満場一致で電氣電話の復興法案が可決されております。復興法案案、すなわち復興と擴張——日本には電氣が現在の程度でよいのか、それとも日本の政治、經濟、文化の過程において、どの程度に復興され、どの程度に擴張されることが望ましいかという問題を検討いたしながら、この復興計画を進めようと思つておつたのであります。しかしこれは政府でも研究いた

してありますけれども、いわゆる學識経験のある諸君にこの問題を審議願つて、その結論を參考にすることは、なおかつこうな方法であるという考えから、御承知のように内閣に電氣電話復興審議會というものを設けました。もちろんこの審議會は、法律の定められたものでなければ、あるいは政令の定められたものでありません。閣議の了解でこの審議會をつくつておりますが、この審議會の委員諸君は、政府の意向を十分くんでいただきまして、非常な熱意をもつて検討を進めて参つたのであります。すなわち一体日本の電話といふものは、近い將來においてどの程度擴張することが、國民大衆の要望にこたへるゆゑであるかということ、をまず第一に研究しましたが、これは結論から申し上げますと、いろいろ御意見がありましたが、大体三百万個の電話というものがなければ、日本の現在の經濟、文化等にかんがみて、十分ではないかというふうな結論になつたのであります。三百万個の電話ということになりますと、現在百万個でありますから、さらに二百万個の増設が必要である、あるいは復興が必要であるというふうな結論であります。それではその二百万個の電話といふのは、どれだけの資金、どれだけの資材がいるかといふことを、だん／＼検討して参ります。ここに現在の經營體である國營で、それだけの資金を負うことができるかといふことになり、また一方サービスの面からいいますと、國民諸君から電氣電話のサービスが非常に悪いという評判があるのでありまして、このサービスをどの程度に改善するか、これを改善するに

は、もちろん人的サービスもございませうが、機械、設備の改善というふうなことを考えますと、結論はやはり資金、資材になつて来るのであります。こうしたサービスの改善と、電氣電話の復興あるいは擴張といふことを考慮いたしますと、相当莫大な金額を要するのであります。この莫大な金額を、はたしてこの國營としておつて資金が受入れできるかどうか。また現在のよう

な國營組織で、國民の要望するようサービスが可能であるかどうかといふことを検討し始めて参つたのであります。この國營では、今のような目的を達成することは困難ではないか。だからというて、一般民営にするというふうなことも、独占企業体であるこの電氣電話の形を、民営にしても何ら得るところがないから、これは民営の長所を高度に織り込んだ、いわゆるコーポレーションにするかといふのではないかと一考しようという考えが、委員諸君の大體共通した結論的な考えであります。しかしながらこれは委員諸君が、まだ會議を開いて決定したわけではないので、今まで審議の結果、委員諸君の考えを総合すると、そういうところにより一致しようといふので、總理から審議の模様はどうかといふことの質問がありました。私自身が間接に答えるよりも、委員を代表して、ただいま御指摘の三人が總理に直接に報告したみてくれ、こゝういふ意味で検討を続けたいが、その新聞に表れた記事の内容を容であります。しかしながら現在政府を聞き、また委員會の意見を聞くとい

う程度でありまして、ただちにこの委員會の意見をそのまま受入れるというのでもなければ、また委員會でも結論に達しておるわけでもないのでありまして、今この問題について方向はどうかといふことを聞かれまして、ただちにこゝうであるといふような結論をお答えする程度には至つておらぬということをお申し上げます。

○江崎(一)委員 この電氣電話復興審議といふものはどういふものか、ひとつ御説明を願ひたい。この内容です。○小澤國務大臣 これは内閣總理大臣の諮問に應じてそれに答申するものが、委員會の権限であり、義務であります。従つて先ほど話したようにこれは法律上の根拠もありません。すなわち設置法等にも記載がありませんし、また政令等にも記載がありません。閣議の決定によつて、この委員會規則二、三條をこしらえて、今のような目的で審議を継続いたしておるのであります。

○江崎(一)委員 これを公共企業体にして、つまり民営に移して行つてしまふ行くんだといふ、その根拠がどうも了解できないのですが、その点小澤さんが知つておられるところを、ひとつ説明してもらいたいと思ひます。

○小澤國務大臣 この問題はさつき答弁した通り、公共企業体になるのか、あるいは民営になるのかといふようなことは、政府では検討はしてありますけれども、結論は出ておりません。従つて結論の出るおそれ問題について、總理大臣ではなけれども、仮定の問題を議論したつてどうにもなりませんから、後日結論がついて、政府がこうすることによつて國民大衆にこたへるゆ

えんだという結論が出た場合には、民
営という結論が出た場合には、大いに
江崎君の御意見を承つて成案を得たい
と思います。

○社委員長 本日はこの程度にとどめ
たいと思います。ただいまのところ次
の委員会は来る二月二日、三日、午後
一時より開く予定であります。

これにて散会いたします。
午後零時十五分散会